

第19期

第38回

# 総会議事録

令和6年4月18日

1. 開催年月日 令和6年4月18日(木)

2. 開催場所 特別会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

| 議席番号 | 氏名    | 出欠状況 | 備考    |
|------|-------|------|-------|
| 1    | 佐久間俊一 | 出席   | 喜久田地区 |
| 2    | 岩崎幸夫  | 出席   | 西田地区  |
| 3    | 小林正一郎 | 出席   | 片平地区  |
| 4    | 濱津洋一  | 出席   | 田村地区  |
| 5    | 吉田直衛  | 出席   | 中田地区  |
| 6    | 北島繁和  | 出席   | 湖南地区  |
| 7    | 降矢セツ子 | 出席   | 田村地区  |
| 8    | 池上慎一郎 | 出席   | 中央地区  |
| 9    | 細山文昭  | 出席   | 逢瀬地区  |
| 10   | 中尾一明  | 出席   | 中田地区  |

| 議席番号 | 氏名   | 出欠状況 | 備考    |
|------|------|------|-------|
| 11   | 藤田 稔 | 出席   | 熱海地区  |
| 12   | 古川弘作 | 出席   | 中央地区  |
| 13   | 須永静夫 | 出席   | 中央地区  |
| 14   | 吉田秀吉 | 出席   | 三穂田地区 |
| 15   |      |      |       |
| 16   | 濱尾文博 | 出席   | 富久山地区 |
| 17   |      |      |       |
| 18   | 伊藤城治 | 欠席   | 三穂田地区 |
| 19   | 遠藤昭夫 | 出席   | 安積地区  |
| 20   | 松川延安 | 出席   | 田村地区  |

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 荘 原文 彰

【主任主査兼農地調整係長】 横 井 淳

【農業振興・農業法人係長】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時00分

8. 閉会宣言 13時55分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

---

署名人

吉田 直衛

---

署名人

松川 延安

---

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>ただいまより、第38回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、欠席の届出はありません。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>  |
| 会 長 | <p>午前中の定期総会、ご苦労様でした。</p> <p>また引き続き月例総会ですので、よろしく申し上げます。</p> <p>農業の方も忙しくなってきましたので、それぞれ健康に留意して、事故等のないように申し上げます。</p> <p>さっそくですが、月例総会に入らせていただきます。</p>  |
| 事務局 | <p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>  |
| 議 長 | <p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>  |
|     | <p>(全員異議なし)</p>   |
| 議 長 | <p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>5番 吉田 直衛 委員</p> <p>20番 松川 延安 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>正誤表をご覧ください。議案訂正がございます。</p> <p>議案書の1ページをお開きください。</p> <p>湖南1番の申請人の農業従事者欄でございますが、人数が「5人」になっておりますが、正しくは「3人」になります。また、農機具所有状況欄でございますが、「13台」になっておりますが、正しくは「6台」に</p>   |

なります。

中央3番の申請人の農業従事者欄でございますが、人数が「0人」になっておりますが、正しくは「2人」になります。

次に、議案書の2ページをお開きください。

三穂田7番の使用借人の住所でございますが、記載のとおりです。

また、申請の事由でございますが、「経営の縮小」になっておりますが、正しくは「高齢化」になります。

次に、議案書の4ページをお開きください。

中田22番の申請人の農業従事者欄でございますが、人数が「0人」になっておりますが、正しくは「1人」になります。

次に、議案書の5ページをお開きください。

熱海4番の土地の都計法区分が「調」となっておりますが、正しくは「外」になります。

次に、議案書の15ページをお開きください。

報告第4号中「専決第1号・専決第2号」となっておりますが、正しくは「専決第3号・第4号」になります。

次に、議案書の16ページをお開きください。

専決第3号中「3.局内移動」となっておりますが、正しくは「昇任」になります。

次に議案第3号につきまして、2番の土地が4筆増えて33筆に3番の土地が1筆増えて24筆に、8番の土地が1筆増えて20筆になります。それに伴い申請土地の一覧も該当する筆を追加しています。

お詫びして訂正いたします。

議長

ただいまから、議案審議に入ります。  
議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。  
まず、1番 1件について付議いたします。  
事務局の調査報告を求めます。

事務局

1番 1件について、調査の結果を報告いたします。

|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。<br/>申請の事由は、同一世帯の子への一括贈与です。<br/>受け人と両親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、<br/>周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると<br/>認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、<br/>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に<br/>該当する事項はありませんでしたので<br/>許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>                               |
| 議 長         | <p>ただいまの報告について、<br/>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>  |
|             | <p>(質問、意見なし)</p>  |
| 議 長         | <p>1番 1件について<br/>許可と決することに異議ございませんか。</p>  |
|             | <p>(全員「異議なし」)</p>   |
| 議 長         | <p>異議ないものと認め、1番 1件について<br/>許可と決めます。</p> <p>次に、2番と3番の 2件について付議いたします。<br/>池上慎一郎委員の調査報告を求めます。</p>  |
| 池上慎一郎<br>委員 | <p>2番と3番の2件について、調査の結果をご報告いたします。<br/>まず2番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。<br/>申請の事由は贈与、経営拡大です。<br/>受け人が農作業に従事します。</p> <p>次に3番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。<br/>申請の事由は相手方要望、農業開始です。<br/>受け人が農作業に従事します。</p> <p>4月4日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、<br/>事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p> <p>渡し人と受け人は親子です。現在、農地の管理は父親が<br/>行っています。</p> |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、<br/>周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると<br/>認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、<br/>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に<br/>該当する事項はありませんでしたので<br/>許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>  |
| 議 長 | <p>ただいまの報告について、<br/>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>  |
|     | (質問、意見なし)   |
| 議 長 | <p>2番と3番の 2件について<br/>許可と決することに異議ございませんか。</p>  |
|     | (全員「異議なし」)  |
| 議 長 | <p>異議ないものと認め、2番と3番の 2件について<br/>許可と決します。</p> <p>次に、4番 1件について付議いたします。<br/>事務局の調査報告を求めます。</p>  |
| 事務局 | <p>4番 1件について、調査の結果を報告いたします。<br/>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。<br/>申請の事由は、経営縮小、経営拡大です。<br/>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、<br/>周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると<br/>認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、<br/>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に<br/>該当する事項はありませんでしたので<br/>許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの報告について、<br/>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>  |
|     | (質問、意見なし)   |
| 議 長 | <p>4番 1件について</p>  |

|             |  |
|-------------|--|
|             | 許可と決することに異議ございませんか。  |
|             | (全員「異議なし」)   |
| 議 長         | <p>異議ないものと認め、4番 1件について許可と決します。</p> <p>次に、5番と6番の 2件について付議いたします。<br/>遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。</p>  |
| 遠藤 昭夫<br>委員 | <p>5番と6番の2件について、調査の結果をご報告いたします。<br/>まず5番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。<br/>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。<br/>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に6番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。<br/>申請の事由は農業経営の移譲、農業開始です。<br/>借人の社員3名が農作業に従事します。<br/>4月4日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、<br/>周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、<br/>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので<br/>許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 議 長         | <p>ただいまの報告について、<br/>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>   |
|             | (質問、意見なし)  |
| 議 長         | <p>5番と6番の 2件について<br/>許可と決することに異議ございませんか。</p>   |
|             | (全員「異議なし」)   |
| 議 長         | <p>異議ないものと認め、5番と6番の 2件について<br/>許可と決します。</p>  |

|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>次に、7番 1件について付議いたします。<br/>伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>  |
| 伊藤 城治<br>委員 | <p>7番 1件について、調査の結果を報告いたします。<br/>使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。<br/>申請の事由は、経営縮小、農業開始です。<br/>使用借人と妻が農作業に従事します。<br/>4月5日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、<br/>周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると<br/>認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、<br/>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に<br/>該当する事項はありませんでしたので<br/>許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 議 長         | <p>ただいまの報告について、<br/>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>  |
|             | <p>(質問、意見なし)</p>  |
| 議 長         | <p>7番 1件について<br/>許可と決することに異議ございませんか。</p>  |
|             | <p>(全員「異議なし」)</p>   |
| 議 長         | <p>異議ないものと認め、7番 1件について<br/>許可と決めます。</p> <p>次に、8番と9番の 2件について、付議いたします。<br/>細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>   |
| 細山 文昭<br>委員 | <p>8番と9番の2件について、調査の結果を報告いたします。<br/>使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。<br/>申請の事由は、経営縮小、農業開始です。<br/>使用借人と妻が農作業に従事します。<br/>4月4日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p>   |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、<br/>周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると<br/>認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、<br/>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に<br/>該当する事項はありませんでしたので<br/>許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>   |
| 議 長 | <p>ただいまの報告について、<br/>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>  |
|     | (質問、意見なし)   |
| 議 長 | <p>8番と9番の 2件について、<br/>許可と決することに異議ございませんか。</p>   |
|     | (全員「異議なし」)  |
| 議 長 | <p>異議ないものと認め、8番と9番の 2件について<br/>許可と決めます。</p> <p>次に、10番 1件について、付議いたします。<br/>事務局の調査報告を求めます。</p>  |
| 事務局 | <p>10番 1件について、調査の結果を報告いたします。<br/>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。<br/>申請の事由は、妻への贈与です。<br/>受け人が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、<br/>周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると<br/>認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、<br/>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に<br/>該当する事項はありませんでしたので<br/>許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの報告について、<br/>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>  |
|     | (質問、意見なし)   |
| 議 長 | <p>10番 1件について、</p>  |

|         |   |
|---------|---|
|         | 許可と決することに異議ございませんか。   |
|         | (全員「異議なし」)  |
| 議長      | <p>異議ないものと認め、10番 1件について許可と決します。</p> <p>次に、11番 1件について付議いたします。<br/>これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>  |
| 吉田職代    | <p>議長交代いたしました。<br/>佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>   |
| 佐久間俊一委員 | <p>11番 1件について、調査の結果を報告いたします。<br/>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。<br/>申請の事由は農業廃止、農業開始です。<br/>受け人が農作業に従事します。<br/>4月4日、事務局会議室において吉田職務代理人、事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、<br/>周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、<br/>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので<br/>許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 吉田職代    | <p>ただいまの報告について、<br/>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>  |
|         | (質問、意見なし)   |
| 吉田職代    | <p>11番 1件について<br/>許可と決することに異議ございませんか。</p>   |
|         | (全員「異議なし」)  |
| 吉田職代    | <p>異議ないものと認め、11番 1件について許可と決します。<br/>議長交代いたします。</p>  |
| 議長      | 議長交代いたしました。   |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>次に、12番と13番の 2件について、付議いたします。<br/>濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>   |
| 濱尾 文博委員 | <p>12番と13番の2件について、調査の結果を報告いたします。<br/>まず12番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。<br/>申請の事由は贈与、農業開始です。<br/>受け人と妻が農作業に従事します。<br/>4月4日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p> <p>次に13番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。<br/>申請の事由は、相手方要望、農業開始です。<br/>使用借人が農作業に従事します。<br/>4月4日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、<br/>周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。<br/>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、<br/>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので<br/>許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長      | <p>ただいまの報告について、<br/>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>  |
|         | <p>(質問、意見なし)</p>  |
| 議長      | <p>12番と13番の 2件について、<br/>許可と決することに異議ございませんか。</p>   |
|         | <p>(全員「異議なし」)</p>   |
| 議長      | <p>異議ないものと認め、12番と13番の 2件について<br/>許可と決めます。</p> <p>次に、14番と15番の 2件について、付議いたします。<br/>事務局の調査報告を求めます。</p>   |
| 事務局     | <p>14番と15番の 2件について、調査の結果を報告いたします。</p>   |

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>まず14番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、15番との交換です。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に15番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、14番との交換です。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長          | <p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>  |
|             | <p>(質問、意見なし)</p>   |
| 議長          | <p>14番と15番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>   |
|             | <p>(全員「異議なし」)</p>  |
| 議長          | <p>異議ないものと認め、14番と15番の 2件について許可と決めます。</p> <p>次に、16番 1件について、付議いたします。</p> <p>濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>   |
| 濱尾 文博<br>委員 | <p>16番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>受け人が農作業に従事します。</p> <p>4月4日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p>  |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、<br/>周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると<br/>認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、<br/>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に<br/>該当する事項はありませんでしたので<br/>許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>   |
| 議長  | <p>ただいまの報告について、<br/>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>   |
|     | (質問、意見なし)  |
| 議長  | <p>16番 1件について、<br/>許可と決することに異議ございませんか。</p>   |
|     | (全員「異議なし」)   |
| 議長  | <p>異議ないものと認め、16番 1件について<br/>許可と決めます。</p> <p>次に、17番と18番の 2件について、付議いたします。<br/>事務局の調査報告を求めます。</p>   |
| 事務局 | <p>17番と18番の 2件について、調査の結果を報告いたします。<br/>まず、17番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、<br/>記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、経営縮小、経営拡大です。<br/>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に18番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、<br/>記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、経営縮小、経営拡大です。<br/>受け人と妻、両親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、<br/>周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると<br/>認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、</p> |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>  |
| 議長      | <p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>  |
|         | <p>(質問、意見なし)</p>   |
| 議長      | <p>17番と18番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>   |
|         | <p>(全員「異議なし」)</p>  |
| 議長      | <p>異議ないものと認め、17番と18番の 2件について許可と決します。</p> <p>次に、19番と20番の 2件について、付議いたします。<br/>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>   |
| 松川 延安委員 | <p>19番と20番の2件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず19番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は資金を必要とするため、農業開始です。受け人が農作業に従事します。</p> <p>4月5日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p> <p>また4日に現地調査を行い、農地は適正に管理されていました。</p> <p>次に20番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は高齢化、農業開始です。借人の従業員4名が農作業に従事します。</p> <p>現地は住宅地の中にある畑でしたが、適正に管理されていました。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長      | <p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>  |
|         | <p>(質問、意見なし)</p>   |

|             |  |
|-------------|--|
| 議 長         | 19番と20番の 2件について、<br>許可と決することに異議ございませんか。  |
|             | (全員「異議なし」)   |
| 議 長         | 異議ないものと認め、19番と20番の 2件について<br>許可と決します。<br><br>次に、21番 1件について、付議いたします。<br>岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。  |
| 岩崎 幸夫<br>委員 | 21番について、調査の結果を報告いたします。<br>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。<br>申請の事由は高齢化、経営拡大です。<br>受け人と妻が農作業に従事します。<br><br>この農地について、現地調査をしましたが、<br>周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると<br>認められます。<br>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、<br>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に<br>該当する事項はありませんでしたので<br>許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。 |
| 議 長         | ただいまの報告について、<br>ご質問、ご意見等ございませんか。   |
|             | (質問、意見なし)  |
| 議 長         | 21番 1件について、<br>許可と決することに異議ございませんか。   |
|             | (全員「異議なし」)   |
| 議 長         | 異議ないものと認め、21番 1件について<br>許可と決します。<br><br>次に、22番 1件について、付議いたします。<br>吉田 直衛委員の調査報告を求めます。   |
| 吉田 直衛<br>委員 | 22番について、調査の結果を報告いたします。<br>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。<br>申請の事由は相手方要望、農業開始です。   |

|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>受け人が農作業に従事します。</p> <p>4月4日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p> <p>畑には栗と梅を植えるそうです。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長          | <p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>   |
|             | (質問、意見なし)   |
| 議長          | <p>22番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>   |
|             | (全員「異議なし」)  |
| 議長          | <p>異議ないものと認め、22番 1件について許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>池上慎一郎委員の調査報告を求めます。</p>   |
| 池上慎一郎<br>委員 | <p>1番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は資材置場のための一時転用です。</p> <p>農地区分は農用地です。</p> <p>老朽化した自宅を建て替えるにあたり、建築資材置場が必要になったための転用です。</p> <p>また申請地は以前から駐車場として利用しており顛末書が添付されています。</p>   |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>一時転用終了後は、原状復旧するという確約書も提出されています。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>  |
| 議 長 | 次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。  |
| 事務局 | <p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-Cで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p> |
| 議 長 | ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。  |
|     | (質問、意見なし)   |
| 議 長 | 1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。   |
|     | (全員「異議なし」)  |
| 議 長 | <p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。</p>   |

|             |  |
|-------------|--|
|             | 細山 文昭委員の調査報告を求めます。   |
| 細山 文昭<br>委員 | <p>2番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由はドライブインです。</p> <p>農地区分は第1種農地と判断しました。</p> <p>逢瀬町には買い物ができる店がなく、逢瀬町行政区長会や逢瀬町商工会から出店要望が出されています。</p> <p>申請地は主要地方道 郡山・湖南線と主要地方道 長沼・喜久田線の交わる南西部になります。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>   |
| 議 長         | 次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。   |
| 事務局         | <p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、</p> <p>農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで甲種農地の要件を満たしていない特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(d)-iで、流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類するものの用に供するために行われるものであり、一般国道又は県道の沿線の区域内に設置されるものであります。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p> |
| 議 長         | ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。   |
|             | (質問、意見なし)  |
| 議 長         | 2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。  |
|             | (全員「異議なし」)   |
| 議 長         | 異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決めます。   |

|            |   |
|------------|---|
|            | <p>次に、3番と4番の2件について付議いたします。</p> <p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>   |
| 藤田 稔<br>委員 | <p>3番と4番の2件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>転用実行者が同じなのでまとめて報告いたします。</p> <p>申請の事由は太陽光発電設備です。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>4月9日、佐久間会長、事務局職員と現地調査をし、<br/>地上権設定者から聴き取り調査を行い、申請に間違いのないことを<br/>確認しました。</p> <p>申請目的実現の確実性については、各種行政手続きが<br/>適正に進んでおり、充分と思われます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく<br/>許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>  |
| 議 長        | <p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>   |
| 事務局        | <p>3番と4番の2件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>まず、3番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、<br/>農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カ で<br/>農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、<br/>2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも<br/>該当しない農地であります。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は<br/>申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが<br/>農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから<br/>許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>次に4番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>農地区分は3番同様です。</p> <p>許可基準は3番同様です。</p> <p>以上補足説明といたします。</p> |
| 議 長        | <p>ただいまの報告について、<br/>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>  |

|             |  |
|-------------|--|
|             | (質問、意見なし)  |
| 議長          | 3番と4番の 2件について、<br>許可相当と決することに異議ございませんか。  |
|             | (全員「異議なし」)   |
| 議長          | 異議ないものと認め、3番と4番の 2件について、<br>許可相当と決します。<br>なおこの件につきましては、転用面積が30aを<br>超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の<br>意見を聴くことにします。<br><br>次に、5番 1件について付議いたします。<br>濱津 洋一委員の調査報告を求めます。   |
| 濱津 洋一<br>委員 | 2番 1件について、調査の結果を報告いたします。<br>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。<br>申請の事由は埋却地です。<br>農地区分は農用地と第1種農地と判断しました。<br>4月2日、佐久間会長、事務局職員とともに現地調査を行いました。<br>受け人は田村町に養鶏場が3か所あり、約75,000羽の鶏を<br>飼育しています。<br>鳥インフルエンザが発生した際の鶏死体及び鶏糞、卵、飼料等の<br>埋設場を確保するよう国から指導があり、計画したものです。<br>また鳥インフルエンザが発生した養鶏場から概ね3km以内に<br>予定地を準備する必要があり、鶏死体で約3,000㎡、鶏糞及び卵、<br>飼料等に約3,000～3,500㎡必要になります。<br>また人家の近くだと住民に不快な思いをさせるため、<br>申請地は最適と判断したものです。<br><br>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく<br>許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 議長          | 次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。   |
| 事務局         | 5番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。<br>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。   |

2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、  
糸桜217、222、223の1の農地区分は、  
農用地2-1-(1)-ア-(ア)で  
農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める  
農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき  
土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。

許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-bで、  
農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する  
農用地利用計画において指定された用途に供するために  
行われる農業用施設事業です。

糸桜224の2の農用地区分は  
第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-a  
おおむね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある  
農地です。

許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-C-(a)-i-ivで、  
農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設の用に供する  
ために行われるもので、廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材  
の処理の用に供する農業用廃棄物処理施設であります。

その他の事項については、記載のとおりです。

以上補足説明といたします。

|    |  |
|----|--|
| 議長 | ただいまの報告について、<br>ご質問、ご意見等ございませんか。   |
|    | (質問、意見なし)  |
| 議長 | 5番 1件について、<br>許可相当と決することに異議ございませんか。  |
|    | (全員「異議なし」)   |
| 議長 | 異議ないものと認め、5番 1件について、<br>許可相当と決めます。<br>なおこの件につきましては、転用面積が30aを<br>超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の<br>意見を聴くことにします。<br>以上で、議案第2号を終わります。 |

|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>続いて、議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。</p> <p>1番から11番までの11件について付議いたします。<br/>事務局の調査報告を求めます。</p>       |
| 事務局         | <p>1番から11番までの11件について、利用権設定7件、所有権移転4件の申請があり審査の結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、適当と認められますがご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>   |
| 議長          | <p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>   |
|             | <p>(質問、意見なし)</p>  |
| 議長          | <p>1番から11番までの11件について承認と決することに異議ございませんか。</p>   |
|             | <p>(全員「異議なし」)</p>   |
| 議長          | <p>異議ないものと認め、1番から11番までの11件について承認と決します。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>続いて、議案第4号「非農地に関する判断について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。<br/>濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>                                     |
| 濱津 洋一<br>委員 | <p>1番の調査結果を報告いたします。</p> <p>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更のためです。</p> <p>4月2日、事務局職員と合同調査を行いました。</p> <p>現地は雑草や雑木に覆われています。</p> <p>調査の結果、農地に復元することは困難と判断しました。<br/>農地法第2条第1項の農地に該当しないと思われませんが</p> |

|             |  |
|-------------|--|
|             | ご審議のほどよろしくお願ひいたします。  |
| 議 長         | ただいまの報告について、<br>ご質問、ご意見等ございませんか。   |
|             | (質問、意見なし)  |
| 議 長         | 1番 1件について、<br>非農地と判断することに異議ございませんか。  |
|             | (全員「異議なし」)   |
| 議 長         | 異議ないものと認め、1番 1件について、<br>非農地と決めます。<br><br>次に、2番 1件について付議いたします。<br>岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。  |
| 岩崎 幸夫<br>委員 | 2番の調査結果を報告いたします。<br>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。<br>申請の目的は地目変更のためです。<br>4月2日、事務局職員と合同調査を行いました。<br>現地は雑草や雑木に覆われています。<br><br>調査の結果、農地に復元することは困難と判断しました。<br>農地法第2条第1項の農地に該当しないと思われませんが<br>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。 |
| 議 長         | ただいまの報告について、<br>ご質問、ご意見等ございませんか。   |
|             | (質問、意見なし)  |
| 議 長         | 2番 1件について、<br>非農地と判断することに異議ございませんか。  |
|             | (全員「異議なし」)   |
| 議 長         | 異議ないものと認め、2番 1件について、<br>非農地と決めます。<br><br>以上で、議案第4号を終わります。<br><br>続いて、報告事項に入ります。<br>報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による  |

農地転用届出について」

次のとおり、1番 1件について、  
農地転用届出書の受理をしたので報告する。  
報告第1号を終わります。

続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による  
農地転用届出について」

次のとおり、1番から14番までの 14件について、  
農地転用届出書の受理をしたので報告する。  
報告第2号を終わります。

続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による  
通知について」 次のとおり、1番から8番までの 8件について  
通知書の提出があったので報告する。  
報告第3号を終わります。

続いて、報告第4号「専決処分事項の報告について」  
郡山市農業委員会規程第4条第1項の規定により、  
次のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。  
専決第3号 郡山市農業委員会事務局職員人事発令について  
専決第4号 郡山市農業委員会事務局出張所職員人事発令について

専決第3号 専決処分書  
郡山市農業委員会規程第4条第1項の規定により、  
総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め  
次のとおり専決処分する。

郡山市農業委員会事務局職員人事発令について  
理由：令和6年3月31日付け及び令和6年4月1日付けで  
事務局人事を発令するため。  
発令の内容については、記載のとおりです。

専決第4号 専決処分書  
郡山市農業委員会規程第4条第1項の規定により、  
総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>次のとおり専決処分する。</p> <p>郡山市農業委員会事務局出張所職員人事発令について</p> <p>理由：令和6年3月31日付け及び令和6年4月1日付けで事務局人事を発令するため。</p> <p>発令の内容については、記載のとおりです。</p> <p>ただいまの 第1号から第4号までの報告についてご質問等ございませんか。</p> |
|     | (質問、意見なし)  |
| 議長  | <p>以上で報告事項を終わります。次にその他ですが農業振興地域の変更に関して、事務局から説明があります。</p>   |
| 事務局 | <p>農業振興地域の変更に関して、特別委員会を開催し、許可基準について、ご審議いただきたいと思います。</p> <p>4月締め切りの案件の審議予定がありますので来月の総会終了後に特別委員会を開催し、郡山市農業委員会総会運営要領第6条第1項に基づき、その結果を総会の決定として回答したいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>     |
| 議長  | <p>ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございませんか。</p>   |
|     | (質問、意見なし)  |
| 議長  | <p>それでは、ただいまの説明のとおり進めることに致します。その他ございませんか。</p>  |
|     | (なし)   |
| 議長  | <p>長時間の慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、第38回総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>   |

郡山市農業委員会

## 第38回総会（令和6年4月18日開催）の概要

第3条 農地の移動は

22件で、田 40, 651㎡ 畑 14, 643㎡ でした。

第5条 農地の転用は

5件で、太陽光発電設備2件、ドライブイン1件、埋却地1件、一時転用1件  
でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。